

スチュワードシップ責任に対する パークレイズ投信投資顧問の取組み方針

パークレイズ投信投資顧問は、2007年11月の設立以来、主に機関投資家の方々を対象に、デリバティブを活用した様々な投資戦略を投資信託を通じて提供してまいりました。この手法の特色は、投資信託財産の大半を流動性の高い短期国債等で保全しつつ、実質的な投資成果を多種多様な投資インデックスのパフォーマンスに連動するエクセス・リターン・スワップ取引により享受することにあります。当社はこのような手法の我が国における先駆的な存在であり、当該運用手法を商品設計方針の中心に据えている数少ない運用会社でもあります。

上述の通り、パークレイズ投信投資顧問は今日まで現物株式への投資を行う商品の設定を行った実績がありませんが、2014年2月に公表された「責任ある機関投資家の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)」(2017年5月及び2020年3月の各改定内容を含む。)の趣旨について賛同し、ここに本コードの受入れを表明いたします。当社の現在の業務内容に即したコードの各原則に係る具体的な方針は以下の通りです。

(原則1) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

パークレイズ投信投資顧問は、運用会社として予め定めた運用の基本方針に沿って運用目標の達成を目指す受託者責任を負っています。スチュワードシップ責任は、この受託者責任の1つの側面を補完・強化するものと考えております。

パークレイズ投信投資顧問は、スチュワードシップ責任を果たすために、まず本コードを受入れることを対外的に公表し、今後についても運用手法の変更等により各原則に係る方針に変更が生じる場合には、その都度明確な方針を策定し公表してまいります。

(原則2) 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

パークレイズ投信投資顧問は、運用プロセスの中で利益相反が認められる場合、受益者の利益を第一として行動します。利益相反が生じることが予め想定される場合には、その防止策または対応策を事前に定めておくことを基本とし、個別に生じる利益相反にはその都度受益者の利益を第一とする原則に則って対応いたします。なお、パークレイズ・グループに属する社を取引相手方とする場合には、グループ・ポリシーに基づき、パークレイズ・グループ外の相手方と同等に取り扱うアームズ・レングス・ルールにより取引の公平性に留意しています。

(原則 3) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。

(原則 4) 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。

(原則 5) 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。

上記原則 3 から 5 については、パークレイズ投信投資顧問は個別企業の現物株式に投資を行った実績はなく、現時点において投資を行う予定もないため、本原則については趣旨には賛同いたしますが、具体的な方針の策定は行っておりません。

(原則 6) 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。

パークレイズ投信投資顧問は、スチュワードシップ責任に係る取り組みについて、定期的に顧客・受益者に対し報告を行います。報告の方法については、公募投資信託に係るものについては原則として当社ウェブサイトへの掲載を通じて、私募投資信託に係るものについては原則として各受益者への個別の通知・報告をもって行うこととします。なお、当社は現時点において個別企業の株式に係る議決権行使の予定はありませんが、今後そのような機会が生じた場合には、加入する自主規制機関の会員規則を遵守し、適切な開示に努めます。

(原則 7) 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。

パークレイズ投信投資顧問は上述の通り、個別企業の現物株式への投資実績はなく、現時点において投資を行う予定もないため、本原則については趣旨には賛同いたしますが、具体的な方針の策定は行っておりません。

以上